

にしかんなないろ野菜商標使用取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新潟市西蒲区で生産されている色や大きさ、形などに特徴のある珍しい野菜にしかんなないろ野菜の商標使用の取扱いについて定め、にしかんなないろ野菜の生産振興と販売促進及び消費拡大を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) にしかんなないろ野菜 にしかんなないろ野菜生産協議会で指定した野菜で、にしかんなないろ野菜生産協議会会員が生産したものをいう。
- (2) 生産者 にしかんなないろ野菜協議会会員をいう。
- (3) 小売店 スーパーマーケット、八百屋、農産物直売所等をいう。
- (4) 飲食店 ホテル、旅館、割烹、レストラン、居酒屋等をいう。

(商標)

第3条 にしかんなないろ野菜の商標については別紙のとおりとする。

(使用承認の申請等)

第4条 商標を使用したい生産者、小売店及び飲食店（以下「申請者」という。）は、別記様式第1号にしかんなないろ野菜商標使用承認申請書を新潟市長（以下「市長」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 新潟市内の地方公共団体が使用するとき。
- (2) 新潟市内の学校等が教育の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (4) その他、市長が適当と認めたとき。

(使用承認)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、にしかんなないろ野菜の商標の使用を承認するものとする。

- (1) にしかんなないろ野菜以外の野菜において商標を使用するとき。
- (2) 新潟市の品位を傷つけ、または正しい理解の妨げになるとき。
- (3) 法令または公序良俗に反し、または反する恐れのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党または宗教団体を支援し、または公認しているような誤解を与え、または与える恐れのあるとき。
- (5) にしかんなないろ野菜の商標を使用しようとするものが次のいずれかに該当する場合。

合

ア 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（新潟市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有するものをいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有するものをいう。）が暴力団員であるもの

エ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているもの

オ 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているもの

カ 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの

キ その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの

（6）その他、市長が使用について不適当と認めるとき。

2 前項の承認は、別記様式第2号にしかんないろ野菜商標使用（変更）承認書をもって行うものとする。

3 使用承認は、商標を使用したものについて新潟市が推奨を行うものではない。

（使用料）

第6条 使用料は、無料とする。

（使用上の遵守事項）

第7条 にしかんないろ野菜の商標を使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1）使用承認された内容により使用し、市長の指示する条件に従うこと。

（2）承認を受けた者は、これを譲渡し、または転貸しないこと。

（3）定められた色、形等を正しく使用すること。

（4）承認にかかる物品等の完成品は、速やかにその提出を行うこと。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真をもって代えることができる。

（承認内容の変更の申請）

第8条 にしかんないろ野菜の商標の使用承認を受けた者が、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ、別記様式第3号にしかんないろ野菜商標使用変更承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、別記様式第2号にしかんないろ野菜商標使用（変更）承認書をもって行う。

3 変更申請の承認後についても、前条を遵守しなければならない。

(承認の取消し)

第9条 市長は、にしかんなないろ野菜の商標の使用がこの規定及び承認の内容に違反していると認められるときは、当該にしかんなないろ野菜の商標の使用承認を取り消すことができる。

2 前項の承認の取消しは、別記様式第4号にしかんなないろ野菜商標使用承認取消書をもって行う。

(責任の制限)

第10条 前条の規定により、にしかんなないろ野菜の商標の使用承認を取り消した場合、使用承認を受けた者に損害が生じてても、市長はその責めを負わない。

2 にしかんなないろ野菜の商標の使用が、にしかんなないろ野菜の商標の使用によって、第三者に対して損害または損失を与えた場合でも、市長は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

3 にしかんなないろ野菜の商標の使用が、にしかんなないろ野菜の商標を使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、誠実にこれを処理しなければならない。

4 にしかんなないろ野菜の商標の使用承認を受けた者は、その者の責に帰すべき事由により新潟市に損害を与えたときは、生じた損害を新潟市に賠償しなければならない。

(裁判管轄)

第11条 この要綱に定めることに関する訴訟の提起等は、新潟市の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(補足)

第12条 この規定に定めるもののほか、にしかんなないろ野菜の商標使用の取扱いについて必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年3月28日より施行する。

別紙

商標 1

なないろ野菜

商標 2



別記様式第1号（第4条関係）

にしかんなないろ野菜 商標使用承認申請書

年 月 日

新潟市長

申請者 住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）

下記のとおり、にしかんなないろ野菜の商標を使用したいので申請します。

記

1 使用目的及び使用方法

2 使用期間及び数量

3 連絡先（担当者、電話番号、メールアドレス）

4 添付書類

企画書（表示イメージがわかる資料（レイアウト、スケッチ、原稿、写真等）も添付してください。）

※裏面の「暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書」も必ず記入してください。

暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書

私（当法人・当団体）は、にしかんないろ野菜商標使用取扱要綱の規定に基づく使用承認の申請を行うに当たり、下記の事項について誓約します。

記

- 1 私（当法人・当団体）は次のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成 24 年新潟市条例第 61 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（新潟市暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員であるもの
 - (4) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているもの
 - (5) 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているもの
 - (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの
 - (7) その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの
- 2 新潟市暴力団排除条例の主旨に基づき裏面名簿を提出します。名簿に記載されたすべての者は、暴力団員等であるか否かの確認のため、新潟県警察本部に対してこの名簿による照会が行われる場合があることに同意しております。なお、名簿記載内容は事実と相違ありません。

年 月 日

新潟市長 様

〔法人、団体にあつては所在地〕
住 所

〔法人、団体にあつては名称及び代表者の氏名〕

(ふりがな)
氏 名

生年月日 （ 明治 ・ 大正 ・ 昭和 ・ 平成 ） 年 月 日

（暴力団等の排除に関する誓約書添付資料）

＊ 市では、新潟市暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等ではない旨の誓約をお願いしています。

名簿（役員等一覧表）

【記載方法】

- ① 記載例に従って、役職、氏名、カナ、生年月日、性別、住所を記載してください。
- ② 法人の場合には登記事項証明書に記載されている役員又は支店若しくは事務所の代表者を記載してください。団体及び個人事業者の場合には代表者を記載してください。
- ③ 生年月日の記載について、T～大正、S～昭和、H～平成として、元号に丸をつけてください。
- ④ 性別の記載について、どちらかに○をつけてください。
- ⑤ 同一内容であれば任意の様式での提出も可とします。

法人・団体・個人名：

役 職	氏 名	カ ナ	生年月日	性 別	住 所
【記載例】 代表取締役社長	新潟 太郎	ニイガタ タロウ	T S 11 年 11 月 11 H	男 ・ 女	新潟市中央区〇〇1 丁目 1 番 1 号
			T S 年 月 日 H	男 ・ 女	
			T S 年 月 日 H	男 ・ 女	
			T S 年 月 日 H	男 ・ 女	
			T S 年 月 日 H	男 ・ 女	
			T S 年 月 日 H	男 ・ 女	
			T S 年 月 日 H	男 ・ 女	
			T S 年 月 日 H	男 ・ 女	
			T S 年 月 日 H	男 ・ 女	
			T S 年 月 日 H	男 ・ 女	
			T S 年 月 日 H	男 ・ 女	
			T S 年 月 日 H	男 ・ 女	
			T S 年 月 日 H	男 ・ 女	
			T S 年 月 日 H	男 ・ 女	

* 上記に記載された個人情報については、暴力団員等の該当性の確認にのみ使用し、その他の目的には一切使用しません。
また、その取り扱いについては、新潟市個人情報保護条例を遵守し、適正に管理いたします。

* 市では、新潟市暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等ではない旨の誓約をお願いしています。

別記様式第2号（第5条、第8条関係）

にしかんなないろ野菜 商標使用（変更）承認書

年 月 日

様

新潟市長

年 月 日付けで申請のありましたにしかんなないろ野菜の商標の使用（変更）について、下記のとおり承認します。

記

1 承認内容

- （1）にしかんなないろ野菜商標使用（変更）申請書の申請内容どおりに使用すること。
- （2）にしかんなないろ野菜の商標使用取扱要綱の内容を遵守すること。

2 承認番号

号

別記様式第3号（第8条関係）

にしかんなないろ野菜 商標使用変更承認申請書

年 月 日

新潟市長

申請者 住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）

承認番号 号の内容について、下記のとおり変更したいので、申請します。

記

（変更内容）

別記様式第4号（第9条関係）

にしかんなないろ野菜 商標使用承認取消書

年 月 日

様

新潟市長

年月日付けで承認したにしかんなないろ野菜の商標の使用（変更）について、下記のとおり承認を取り消します。

記

1 取消内容

（1）承認番号

（2）承認した内容

2 取消理由